

平成 28 年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

(案)

芦 屋 市

一般廃棄物処理実施計画目次

I	計画の位置付け	2
II	ごみの発生と処理の状況	
1	収集区域などの概要	2
2	ごみの種類別の発生量と処理量	3
III	排出抑制	
1	削減目標	4
2	目標達成の取組	4
IV	適正処理	
1	市・事業者・市民の責務	7
2	収集・運搬計画及び排出方法	8
3	中間処理計画	12
4	最終処分計画	13

添 付 資 料

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

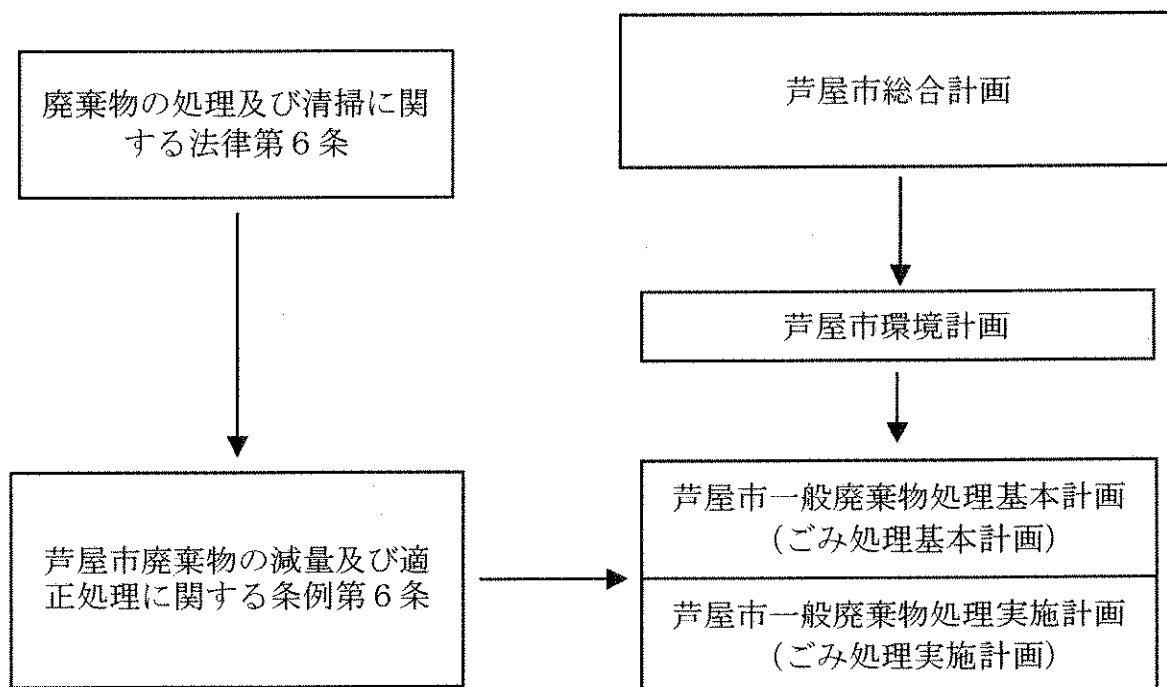
ごみ処理総合原価算出根拠（平成26年度）

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

I 計画の位置付け

本一般廃棄物処理実施計画は、市町村が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定める。

本計画の位置付けは、次のとおり上位計画と整合を図り策定している。



II ごみの発生と処理の状況

1 収集区域などの概要

(1) 収集区域 芦屋市全域

(2) 収集面積 18.57 km²

(3) 収集人口

計画収集人口 96,616人 (平成27年10月1日現在)

ア 市(直営) 56,514人

イ 委託業務 40,102人 (JR以北地域及び楠町)

(燃やすごみ収集対象の人口を記載)

(4) ごみ発生量(直接搬入を含む。)

(H27年度見込み)

収集(排出)区分	収集(排出)量
計画収集(直営・委託)	21,051 t
直接搬入(許可・自己)	10,330 t
合計	31,381 t

(H28.1月までの実績値とH28.2月から推計値で算出)

2 ごみの種類別の発生量と処理量

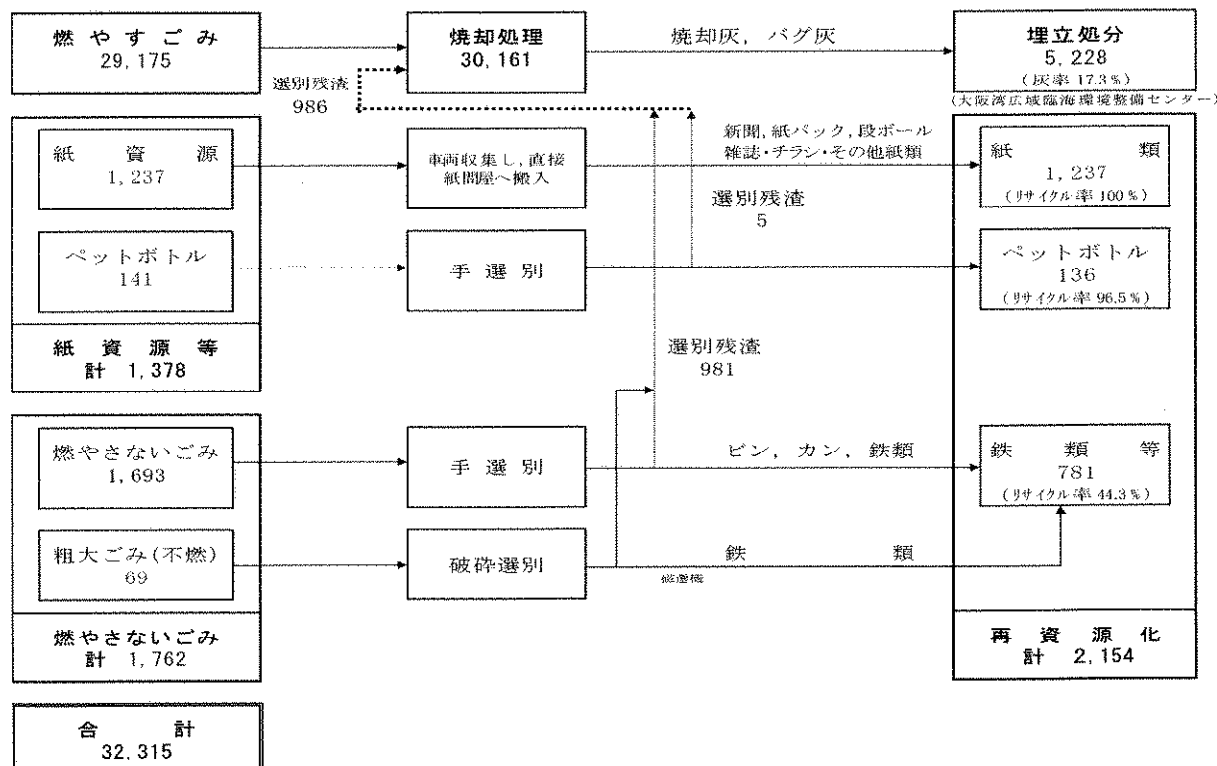
(1) 区分別の排出状況

区分		年 度		H26実績	H27見込み	H28推計
		ごみの種類				
計画収集人口				96,897 人	96,616 人	96,700 人
計 画 収 集	直 営	燃 や す ご み	7,320 t	7,162 t	7,168 t	
		パ イ プ ラ イ ン ご み	2,844 t	2,788 t	2,790 t	
		燃 や さ な い ご み	777 t	823 t	824 t	
		粗 大 ご み	231 t	257 t	257 t	
		植木剪定ごみ及び一時多量ごみ	160 t	225 t	225 t	
		紙 資 源	500 t	456 t	456 t	
	計			11,832 t	11,711 t	11,720 t
	委 託	燃 や す ご み	7,876 t	7,731 t	7,738 t	
		燃 や さ な い ご み	885 t	916 t	917 t	
		紙 資 源	737 t	693 t	694 t	
		計			9,498 t	9,340 t
小 計			21,330 t	21,051 t	21,069 t	
直 接 搬 入	許 可	燃 や す ご み	6,145 t	6,041 t	6,046 t	
		燃 や さ な い ご み	91 t	93 t	93 t	
	計			6,236 t	6,134 t	6,139 t
	自 己	燃やすごみ（一廃）	4,473 t	3,761 t	3,764 t	
		燃やすごみ（産廃）	195 t	369 t	369 t	
		燃 や さ な い ご み	81 t	66 t	66 t	
	計			4,749 t	4,196 t	4,199 t
小 計			10,985 t	10,330 t	10,338 t	
合 計			32,315 t	31,381 t	31,407 t	

(2) ごみ処理フロー(平成26年度)

ごみ発生量に対する焼却処理量, 再資源化量等を下の図に示す。

(t)



Ⅲ 排出抑制

1 削減目標

本実施計画の上位計画として、一般廃棄物処理基本計画がある。

本市は、基本計画の中で、ごみの減量化、再資源化計画として、環境省の循環型社会形成推進基本計画を参考に削減目標を設定している。

現在の達成率は、次のとおりになっている。

目標項目	目標数値	(基準)	(目標)		状況 (下段は削減率)			
		H12	H27	H28	H25	H26	H27見込み	H28推計
一人一日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	30%削減	788.2	551.0	547.3	585.0	582.1	570.9	572.3
					25.8%	26.1%	27.6%	27.4%
事業系ごみ排出量 (t/年)	20%削減	10,105	8,084	8,084	10,467	9,568	9,078	9,085
					-3.6%	5.3%	10.2%	10.1%
一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	25%削減	1,273.2	955.1	953.3	1,059.7	1,026.1	997.0	999.7
					16.8%	19.4%	21.7%	21.5%
集団回収ごみ排出量 (t/年)	10%増加	(H21基準)	(H28目標)	(H32目標)	4,073	3,974	3,873	3,876
		4,080	4,339	4,488	-0.2%	-2.6%	-5.1%	-5.0%

基本理念・基本方針に基づく目標値を達成するため、実績を検証し、今後も引き続き市民や事業者の協力の基に事業を進めていく。

2 目標達成の取組

(1) 市民に対する広報・啓発活動

ア 「家庭ごみハンドブック」発行によるごみの出し方についての啓発 (継続)

イ ごみ収集日カレンダーの配布 (継続)

ウ 芦屋市公式ホームページでごみ全般について啓発 (継続)

エ フリーマーケットの開催 (継続)

芦屋市商工会と連携し、一般公募によりフリーマーケットを開催する。

オ 買い物袋 (マイバッグ) 持参運動の実施 (継続)

平成19年に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を本市と生活共同組合コープこうべが締結し、レジ袋削減を進めている。

その他に、マイバッグキャンペーンをフリーマーケットと同時開催や大型店舗前のスペースをお借りし、実施している。

カ 広報あしや「環境特集号」による広報及び啓発 (継続)

キ リユースフェスタの開催 (拡充)

粗大ごみで排出された自転車・家具類について、再利用可能品を環境処理センターにおいて修理し、市民に提供している。

リユースフェスタの開催が年1回であったが、3～4回開催を目指す。

ク 市内の小・中学生を対象に募集したポスター展開催による啓発 (継続)

ケ 環境処理センター施設見学会の開催 (継続)

コ 文字データ放送「まちナビ」で啓発 (継続)

(2) 一般廃棄物処理基本計画の改定（拡充：おおむね5年毎）

現行の基本計画は、平成23年度から平成32年度までの長期計画となっており、中間目標年度である平成27年度を迎えたため、平成28年度に見直す。

(3) 再生資源集団回収事業（継続）

再生資源集団回収を実施する団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図っている。

自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で組織された登録団体に対して、段ボール、新聞、雑誌、紙パック類、その他紙類、古着、カンを対象として、1kg当たり4円の報奨金を交付している。

回収実績及び推計

区分 \ 年度	実 績						推 計
	H22	H23	H24	H25	H26	H27見込み	H28
計画収集人口（人）	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	96,616	96,700
登録団体数（団体）	157	161	160	164	165	166	170
1 可燃系資源ごみ（t）	4,052	4,130	3,992	4,016	3,915	3,810	3,813
発生原単位（g/人日）	116	118	113	114	111	108	108
2 不燃系資源ごみ（t）	47	48	52	57	59	63	63
発生原単位（g/人日）	1	1	1	2	2	2	2
3 = 1+2 回収量（t）	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,873	3,876

実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口（外国人含む。）

(4) ごみ減量化・再資源化推進宣言店（拡充）

本市では、平成5年4月から、ごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所等（主に小売店、スーパー等）を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定し、市民、事業者、市が一体となったごみ減量化、再資源化運動の展開を図っている。

指定を受けた店舗・事業所等は、その活動内容に賛同した上で宣言の店であることを明示したステッカーを掲示し、現在44店舗が運動を行っている。

希望する店舗について、ホームページに店舗名を掲載し、活動内容の充実を図っている。

なお、平成28年1月から2月に、市内の全店舗、事業所を訪問し、事業の説明をするとともに登録の意向を確認したので、平成28年度に登録の手続を行う。

(5) 収集ごみの選別・リサイクル（継続）

紙資源は、収集車が直接、再資源化工場に搬入している。

カン・ビン・鉄くずなど、再生資源として収集したごみを選別し、下記品目ごとに再資源化を行う。

また、再生資源の持ち去りを防止するため、引き続きパトロールを行う。

《再生資源の品目》

白缶、アルミ缶、シュレッダー屑、鉄スクラップ、モーター類、アルミ屑、被覆電線、ステンレス屑、ペットボトル、ビン（白・茶・その他の色）

(6) 使用済み小型電子機器（小型家電）のリサイクル（継続）

掃除機、ラジカセ、ゲーム機等の小型電子機器に含まれる有用な金属を再資源化するため、平成25年4月から「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行された。

それに伴い、平成27年2月から環境処理センターに持ち込まれる小型家電を試行的に再資源化を行っており、平成28年度についても取組を継続する。

(7) 生ごみの排出抑制（継続）

生ごみの再利用とごみを減量するため、「芦屋市家庭ごみハンドブック」等に「段ボールコンポスト」を掲載し、啓発する。

(8) 家庭系ごみの減量化（継続）

ごみの減量化のため、平成26年10月から持ち込みごみの予約制を導入しており、引き続き、施策を進める。

(9) 事業系ごみの適正処理（拡充）

平成27年6月に、許可業者に説明会を開催し、店舗、事業所の収集契約数を増やすよう協力依頼をした。

10月に、全店舗、事業所に「事業系ごみの適正処理の啓発チラシ」を配付した。

平成28年1月から2月に、市内の全店舗、事業所を訪問し、事業系ごみの適正処理の啓発を行った。

事業系ごみの適正処理や減量を推進するため、平成28年度は、効果的な取組を他市の事例について調べる。

取組の一つとして、平成30年度に「事業系ごみのハンドブック」の発行を予定している。

(10) リユース食器利用の啓発（新規）

リユース食器は、お祭りやイベント会場において、お皿やカップ、お箸などを使い捨てにしないで、洗って再使用する食器であり、循環型社会づくりの一環として、環境負荷の少ないリユース食器について本市の三大祭りの出店者に周知し、意識の向上を図る。

(11) その他（継続）

ごみ減量化、再資源化を推進するため、各種啓発を行っていくとともに、啓発事業を発展させるための取組を検討する。

IV 適正処理

1 市・事業者・市民の責務

(1) 市の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者の啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、過大包装を自粛するなど廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別してごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

2 収集・運搬計画及び排出方法

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「再生資源」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集する。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞」、「紙パック」、「ペットボトル」、「ビン」、「カン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とする。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市からの委託業者、一般廃棄物収集運搬業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行う。ただし、芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。

燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいきい物、段ボール、植木類、大きな書籍等）は、月1回車両収集により行う。

ア 市又は市からの委託業務で収集運搬する一般廃棄物

市が収集・運搬する（市が委託して収集運搬する場合を含む。）廃棄物は、市の定める処理計画に適合した廃棄物で、次に掲げるものとする。

・一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集運搬する場合を含む。）によらないごみ

(ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合芦屋支部で引き取り、市による収集は、原則行わない。

(3) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいう。

その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、一般の閲覧に供するものとする。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出する生活ごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ 市民が排出するペットボトルは、平成27年4月から従来の月1回収集から月2回収集に改めた。

(4) 芦屋市さわやか収集

自らごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がい者で一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、ビン、カン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集する。また、希望する者に対して安否確認を行うことにより、高齢者又は障がい者の生活環境に支障が生じないよう支援する。

収集区分・回数・方法及び廃棄物搬入先

ごみの種類と収集回数			収集地域		収集区分	収集方法	搬入先
燃やすごみ	週 2 回		J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町10～20番)、陽光町8番20号、南浜町10～19番、涼風町)		市 直 営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
	週 2 回		J R以北、楠町		委 託		
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)		市 直 営	パイプライン輸送	
	月 1 回 (パイプライン投入口等に投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)		市 直 営	ステーション方式	
燃やさないごみ	週 2 回	第 2・4 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市 直 営	ステーション方式	
			J R以北、楠町		委 託		
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、南浜町10～19番、涼風町)		市 直 営		
			芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)		委 託		
再生資源等	カ ン	第 3 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市 直 営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
			J R以北、楠町		委 託		
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、南浜町10～19番、涼風町)		市 直 営		
			芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)		委 託		
	ビ ン	第 1・5 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市 直 営	ステーション方式	
			J R以北、楠町		委 託		
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号・南浜町10～19番・涼風町)		市 直 営		
			芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～7番)		委 託		
	随 時	随 時	芦屋浜(浜風町、高浜町1～9番、若葉町、緑町)		委 託		
	ペットボトル	第3週(午前)及び第1・5週(午後)	全市域(高浜町1～9番、若葉町を除く)		J R以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	
		第1・3・4・5週	高浜町1～9番、若葉町				
	段ボール	第 1・5 週	全市域		J R以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8～20番、南浜町10～19番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
	雑誌・チラシ・その他の紙類	第 2 週	全市域			ステーション方式	
	新聞紙・紙パック	第 4 週	全市域			ステーション方式	
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域	市 直 営	個別収集	芦屋市環境処理センター		
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	個別収集	芦屋市環境処理センター		
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							

申込み・予約額
電話 22-2155
1～金曜日の午前
時～午後4時まで
屋12時～12時4
5分を除く)

3 中間処理計画

- (1) 一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、市が行う。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却する。

(イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却する。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化をする。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）

一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電気商業組合芦屋支部が引き取る「兵庫方式」で処理をする。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理する。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理をする。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは、処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理をする。

(2) 中間処理施設

ア 名 称 芦屋市環境処理センター

イ 所 在 地 芦屋市浜風町31-1

ウ 処理設備 焼却炉・破碎機・不燃物圧縮機・切断機

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230 t / 24 h (115 t / 24 h × 2基)
破碎機	可 燃 性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-552SK
	粗大ごみ用	処理能力	10 t / 5 h 破碎寸法 200mm以下
	不 燃 性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-452S
	粗大ごみ用	処理能力	5~8 t / h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10 t / 8 h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13 t 刃元 74 t

(3) 中間処理の内訳

(H28年度推計)

中間処理量 (t)	内 訳	
	焼 却 量 (t)	資源化量 (t)
31,407	29,275	2,132

4 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分による。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰, ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

種 類	焼却灰, ばいじん処理物
概 要	
委 託 先	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入基地及び所在地	尼崎基地 (尼崎市平左衛門町)
埋 立 処 分 場	神戸沖埋立処分場
埋 立 方 法	海面埋立方式 (管理型)

添付資料

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項）

- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ50cm、直径10cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに 係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがある。

ごみ処理総合原価算出根拠 (平成26年度)

(円)

原価要素		区 分		収 集 部 門				中 間 処 理 部 門				最終処理部門		合 計	構成比	
				車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼 却	計	構成比	最終処理			構成比
人件費	報酬	①					0	0.00%	284,600		284,600	0.04%			284,600	0.02%
	給料	②	128,378,808	5,644,656		134,023,464		21.15%	21,188,034	10,235,610	31,423,644	4.03%			165,447,108	11.37%
	諸手当	③	104,381,196	4,439,622		109,320,818		17.25%	14,911,069	9,237,771	24,148,840	3.10%			133,469,658	9.17%
	共済費	④	42,266,846	1,645,449		43,912,295		6.93%	6,889,811	3,494,750	10,384,561	1.33%			54,296,856	3.73%
	賃金	⑤	8,239,673			8,239,673		1.30%		4,444,094	4,444,094	0.57%			12,683,767	0.87%
	報償費	⑥		165,600		165,600		0.03%	16,044,427	8,100	16,052,527	2.06%			16,218,127	1.11%
	普通旅費	⑦	12,280	10,675		22,955		0.00%	16,437	29,868	46,305	0.01%			69,260	0.00%
	特別旅費	⑧				0		0.00%			0	0.00%			0	0.00%
	費用弁償			16,710		16,710		0.00%	8,280		8,280	0.00%			24,990	0.00%
	計 (A)		283,778,803	11,922,712		295,701,515		46.67%	59,342,658	27,450,193	86,792,851	11.14%			382,494,366	26.29%
所要経費	需用費	⑨	20,323,905	48,252,187		68,576,092		10.82%	8,137,344	209,830,423	217,967,767	27.96%		0.00%	286,543,859	19.70%
	役務費	⑩	1,301,522	353,540		1,655,062		0.26%	1,362,445	605,347	1,967,792	0.25%	3,178,820	7.61%	6,801,674	0.47%
	委託料	⑪	7,390,829	94,181,400	133,791,000	235,863,229		37.22%	40,645,801	407,633,208	448,249,009	57.51%	38,582,142	92.37%	722,694,380	49.68%
	使用料及び賃借料	⑫	171,979			171,979		0.03%		235,254	235,254	0.04%		0.00%	457,233	0.03%
	工事請負費	⑬		14,829,480		14,829,480		2.34%	1,258,200	21,396,636	22,654,836	2.91%		0.00%	37,484,316	2.58%
	備品購入費	⑭	16,481,102			16,481,102		2.60%	78,840	979,020	1,057,860	0.14%		0.00%	17,538,962	1.21%
	負担金補助・交付金	⑮		50,000		50,000		0.01%	23,000	107,000	130,000	0.02%	10,000	0.02%	190,000	0.01%
	公課費	⑯	286,800			286,800		0.05%		344,600	344,600	0.04%		0.00%	631,400	0.04%
	計 (B)		46,456,137	157,666,607	133,791,000	337,913,744		53.33%	51,505,630	641,151,488	692,657,118	88.86%	41,770,962	100.00%	1,072,341,824	73.71%
	部門別経費 (A)+(B)		330,234,940	169,589,319	133,791,000	633,615,259		100.00%	110,848,288	668,601,681	779,449,969	100.00%	41,770,962	100.00%	1,454,836,190	100.00%
処理量 (t)	⑰	8,988	2,844	9,678	21,510			5,877	30,161	36,038		5,228		37,388		
	A 経 費			B 経 費				C 処理量						D 処理量		
	⑱	36,741	59,630	13,824	29,456			18,861	22,167	21,628		7,989		38,911		
	【参考】 (延命工事除く)								11,622	12,803				30,405		
	1人当り直接原価 /年	⑲	8,081	10,661	3,334	6,539			1,143	6,900	8,044		431		15,014	
世帯	1世帯当り直接原価/年	⑳	17,547	23,524	7,369	14,340			2,508	15,132	17,641		945		32,926	
	人 口		40,863	15,906	40,128	96,897			96,897	96,897	96,897		96,897		96,897	
	世 帯		18,820	7,209	18,155	44,184			44,184	44,184	44,184		44,184		44,184	

人口、世帯数は、平成26年10月1日現在

A 経 費 : 需用費 20,323,905円 = 需用費(17,548,793円) + 水道料(2,775,112円)

B 経 費 : 需用費 48,252,187円 = 需用費(10,688,768円) + バイプライン センター電気(37,563,419円)

C 処理量 : 処理量 5,877t = ペットボトル(141t) + 燃やさないごみ(1,762t) + 資源ごみ集団回収量(3,974t)

D 処理量 : 処理量 36,289t = 総ごみ発生量(32,315t) + 資源ごみ集団回収量(3,974t)

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

(t)

区 分	年 度	実					績			推 計
		H22	H23	H24	H25	H26	H27見込み	H28		
行政区域人口		95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	96,616	96,700		
計画処理人口		95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	96,616	96,700		
自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0		
排出前資源化量 (集団回収量)	各種ごみ	11,627	11,511	11,497	11,663	11,441	11,229	11,238		
	粗大ごみ	372	385	347	264	231	257	257		
	植木剪定、一時多量ごみ	169	197	161	178	160	225	225		
	1 直 営 計	12,168	12,093	12,005	12,105	11,832	11,711	11,720		
計画収集	各種ごみ	9,522	9,743	9,678	9,678	9,498	9,340	9,349		
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0		
	2 委 託 計	9,522	9,743	9,678	9,678	9,498	9,340	9,349		
	3 計 画 収 集 量 小 計	21,690	21,836	21,683	21,783	21,330	21,051	21,069		
同 上 発 生 原 単 位 g / 人 ・ 日		622	621	615	617	603	595	597		
直接搬入	4 許 可	6,096	6,035	6,035	6,205	6,236	6,134	6,139		
	5 自 己 搬 入	4,753	4,823	4,672	4,899	4,554	3,827	3,830		
	6 産 業 廃 棄 物	379	258	411	428	195	369	369		
発 生 量 総 量 = 3 + 4 + 5 + 6		32,918	32,952	32,801	33,315	32,315	31,381	31,407		
中間処理	焼 却 t / 日	85	85	85	85	83	80	80		
	焼 却 t / 年	31,016	30,976	30,844	31,124	30,161	29,251	29,275		
焼 却	売 却 再 利 用	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,130	2,132		
	灰 量	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,215	5,219		
最 終 埋 立 量		5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,215	5,219		

※ 行政区域人口は、10月1日現在の推計人口

排出前資源化量は、集団回収により回収された資源化量